

第三者行為（交通事故等）で介護サービスを受ける時は市区町村へ届け出が必要となりました。

- 介護保険の被保険者の方は、交通事故などの第三者行為（加害者）によって状態が悪化した場合でも介護保険サービスを受けることができます。
- ただし、介護保険サービスの提供にかかった費用は、加害者が負担するのが原則ですので、市区町村が一時的に立て替えたあとで加害者へ請求することになります。
- 市区町村が支払った介護給付が第三者行為によるものかを把握する必要があるため、平成28年4月1日から、介護保険の第1号被保険者の方（65歳以上の方）が、交通事故等の第三者行為を起因として介護保険サービスを受けた場合は、届出が必要となりました。
- 交通事故等により要介護状態になった場合や、状態が悪化した場合は、各区介護保険室の窓口へ届出をお願いします。

※令和2年4月から、事故から5年以内に介護保険サービスを受ける場合には届出が必要に変わりました。（平成29年4月1日までの事故は3年以内に届出）

本資料は市民向け案内です。
制度理解のため、事業者様におかれましても内容をご確認いただけるようお願いします。